

ご来院の方々へ

一般名処方について

当院では、薬剤の一般名を記載する処方箋を交付することがあります。一般名とは医師が患者さんに必要な薬剤を、「商品名」ではなく「成分名」で表記した処方箋のことです。

一般名処方とは、同じ成分であれば薬価が低い薬剤を調剤することが可能となるため、医療費の軽減につながります。また、一般名処方により、同じ成分であれば、同じ効果が期待できるため、供給が不安定な医薬品を調剤する患者さんの安全性が確保されます。

ただし、一般名処方は、医療用医薬品として承認された商品名と異なる名称が処方箋に表示されるため、患者さんが混乱することがあります。そのため、当院では、薬剤の供給状況等をふまえつつ、一般名処方の趣旨を患者さんに十分に説明することを心がけておりますが、ご不明な点はお気軽に医師にお問い合わせください。

投薬について

当院では、患者さんの状態に応じて28日以上長期処方を行うこと、あるいはリフィル処方箋を発行することのいずれも対応は可能です。

ただし当院では患者さんの病状に応じて担当医が判断いたしますが、安全を予見できる必要期間として月に1回はご来院いただくほうがより安全であると考えております。

尾崎医院内科 院長 尾崎 仁

令和6年6月1日